

9. 進捗管理

9.1 進捗管理のための指標

進捗管理のための指標は、表 9-1 のとおりとします。

表 9-1 本計画の進捗管理の指標

大項目	小項目	備考
CO ₂ 排出削減量	・ 区域の排出量 ・ 各部門別排出量 ・ 2013（平成 25）年度比排出削減率 ・ 人口一人当たり排出量	・ 自治体排出量カルテ
再エネ	・ 再エネ導入量 ・ 再エネ比率 ・ 公共施設への再エネ導入件数、発電/熱利用量	・ 自治体排出量カルテ ・ 再エネ比率 = 市域 FIT 発電量/市域消費電力量 ・ 事務事業編より
吸収	・ 森林吸収量	・ 毎年度発行の「岡山県の森林資源」より計算シートを用いて算定
施策に係る指標	・ 各施策に対する進捗度については定性評価を実施	

表 9-2 温室効果ガス排出削減量の目標（再掲）

ガス種	部門／分野		基準年	現状年	短期目標				中期目標				長期目標			
			2013年度	2021年度	2030年度				2040年度				2050年度			
			排出量 t-CO ₂ /年	排出量 t-CO ₂ /年	BAU排出量 t-CO ₂ /年	削減目標量 t-CO ₂ /年	目標排出量 t-CO ₂ /年	基準年比 削減率	BAU排出量 t-CO ₂ /年	削減目標量 t-CO ₂ /年	目標排出量 t-CO ₂ /年	基準年比 削減率	BAU排出量 t-CO ₂ /年	削減目標量 t-CO ₂ /年	目標排出量 t-CO ₂ /年	基準年比 削減率
エネルギー 起源CO ₂	産業部門	製造業	162,233	105,564	105,564	32,012	73,551	54.7%	107,694	56,708	50,986	68.6%	109,867	80,556	29,311	81.9%
		建設業・鉱業	2,807	2,233	2,027	581	1,446	48.5%	1,945	969	976	65.2%	1,874	1,297	577	79.4%
		農林水産業	8,819	5,873	5,332	3,636	1,696	80.8%	5,116	7,002	-1,885	121.4%	4,930	10,276	-5,346	160.6%
		小計	173,859	113,669	112,923	36,230	76,693	55.9%	114,755	64,679	50,077	71.2%	116,671	92,129	24,542	85.9%
	民生部門	業務その他	48,413	39,522	35,885	31,692	4,193	91.3%	34,433	66,766	-32,333	166.8%	33,177	95,047	-61,870	227.8%
		家庭	83,048	55,491	50,384	27,780	22,604	72.8%	48,346	44,830	3,516	95.8%	46,582	56,382	-9,800	111.8%
		小計	131,461	95,014	86,269	59,472	26,797	79.6%	82,779	111,596	-28,817	121.9%	79,759	151,429	-71,670	154.5%
	運輸部門	自動車	90,093	74,421	67,572	20,955	46,617	48.3%	64,838	41,768	23,070	74.4%	62,472	56,337	6,135	93.2%
		小計	90,093	74,421	67,572	20,955	46,617	48.3%	64,838	41,768	23,070	74.4%	62,472	56,337	6,135	93.2%
エネルギー 起源CO ₂ 以 外	廃棄物	一般廃棄物	5,295	6,902	6,267	0	6,267	-18.3%	6,014	0	6,014	-13.6%	5,794	0	5,794	-9.4%
		小計	5,295	6,902	6,267	0	6,267	-18.3%	6,014	0	6,014	-13.6%	5,794	0	5,794	-9.4%
	森林吸収		▲ 36,379	▲ 36,379			▲ 23,995				▲ 17,056				▲ 12,209	
合計（吸収による削減量含まず）			400,708	290,006	273,031	116,657	156,374	61%	268,386	218,043	50,344	87%	264,696	299,896	-35,199	109%
合計（吸収による削減量含む）							132,379	67%			33,288	92%			-47,408	112%

人口（人）	44,989	44,919	40,785				39,135				37,707			
人口1人当たりの総排出量（t-CO ₂ /人）：	8.9	6.5	6.7		3.8		6.9		1.3		7.0		-0.9	

9.2 進捗管理の体制

本計画については、市民生活部 環境課が事務局となり庁内関係部局や庁外ステークホルダーとの適切な連携の下に、各年度において実施すべき対策・施策の具体的な内容を検討し、着実に実施します。

本計画の実行、推進には、市、市民及び事業者が主体となって自ら取組を進めるとともに、これらの主体間での連携及び情報共有を図ることが重要となります。

そこで、各分野を代表する団体等の代表者が参画する赤磐市地球温暖化対策実行計画推進協議会を設置し、相互に進捗状況の共有及び新たに対応すべき課題等に係る協議を行う場とします。

取組を推進する中で、新たな委員の参画が必要と考えられる場合等においては柔軟に委員の構成を検討します。

また、赤磐市地球温暖化対策実行計画推進協議会への進捗状況の報告を行い、協議結果を対策・施策へ反映させます。

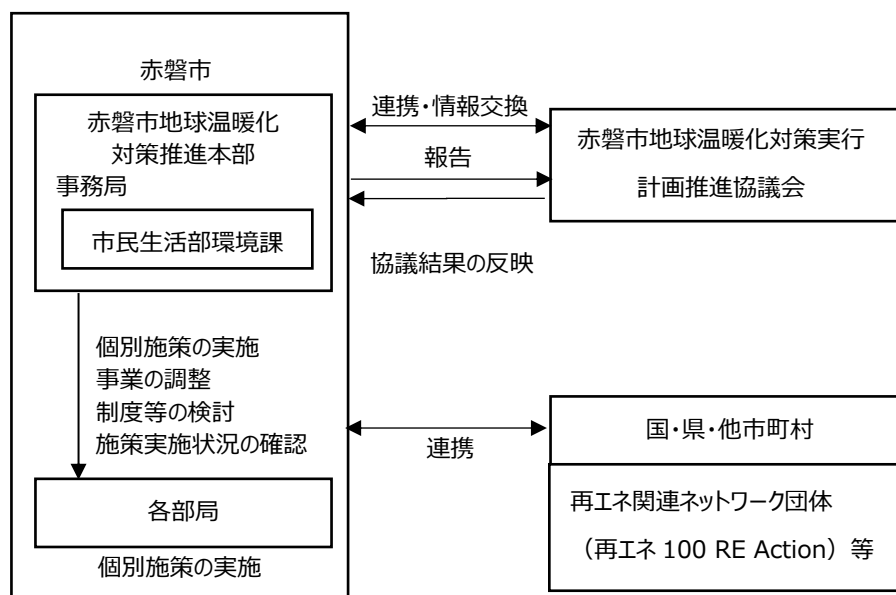


図 9-1 本計画の進捗管理体制

9.3 進捗管理の方法

本計画を確実に推進し、効果的な進行管理を行うため、PDCA サイクルに基づき、取組の継続的な改善と推進を行います。

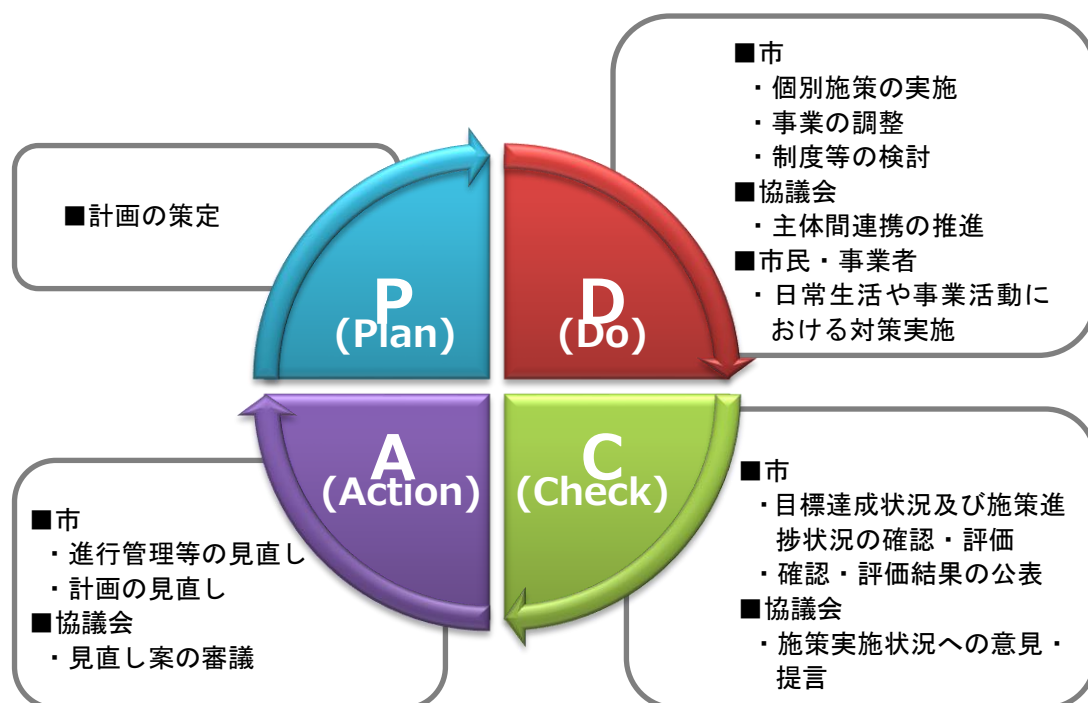


図 9-2 本計画の進捗管理方法

9.3.1 計画の策定 (Plan)

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画として本計画を策定し、計画期間に達成すべき目標、その目標達成に向けた実施内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項として、再エネの導入、省エネの促進等について定めています。

本計画の策定により本市の地球温暖化対策の目標及び方策を明確にし、市、市民及び事業者が共有します。

9.3.2 施策・取組の実施 (Do)

本計画に基づき、市、市民及び事業者が各々に、また連携により取組を進めます。特に短期的な取組については、表 9-3 に示す役割分担により推進していきます。

表 9-3 取組の実施主体

施 策		役割分担 (取組主体)
1.公共施設 に関する取 組	(1) 太陽光発電及び蓄電池の導入加速化と災害時対策 の強化	市
	(2) 省エネの推進継続と施設新築・改修時の断熱性能向 上、ZEB 化	市
	(3) 公用車の EV への転換と充電設備整備	市
	(4) ガスヒートポンプによる災害時対応と省エネ	市
2.産業拠点 (工業団 地等)・製 造業に関す る取組	(1) 省エネによる大幅なエネルギー削減	市、事業者
	(2) 太陽光発電による電力利用	事業者
	(3) 脱炭素経営に向けた支援、脱炭素技術分野の育成 連携	市、事業者、関連 団体
3.農業に関 する取組	(1) 農業への再エネ（太陽光、太陽熱、バイオマス）活 用	市、事業者、関連 団体
4.家庭・住 宅に関する 取組	(1) ごみの削減による環境負荷の低減と地産地消の促進	市民
	(2) 省エネ活動	市民
	(3) 既存住宅の断熱改修、新築時の ZEH 化	市、事業者
	(4) 太陽光発電、蓄電池、EV、V2H 等導入促進と災害 時在宅避難のための電力確保	市民、事業者
	(5) 緑のカーテン等による節電対策	市民
	(6) 環境教育・啓発への参加	市民
5.商業施 設・業務施 設に関する 取組み	(1) 太陽光発電の導入拡大と災害時の連携体制	市、事業者
	(2) EV 充電拠点化	市、事業者
	(3) ZEB 化	事業者
6.森林に関 する取組	(1) 適切な森林環境整備による森林吸収機能の維持	市、森林所有者、 関連団体
7.交通分野 に関する取 組	(1) EV への転換と EV 充電設備の整備	市、市民、事業者
	(2) 健やかな暮らし方や新しい働き方の実践	市民、事業者
	(3) 中山間エリアでのデマンド交通の利用	市、事業者
8.全般	(1) 学びの機会の提供や次世代の育成	市、教育機関、関 連団体

9.3.3 計画の進捗状況の確認及び評価（Check）

市は、毎年度、区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。また、各主体の対策に関する進捗状況、個々の対策・施策の達成状況や課題の評価を実施します。

これらの結果については、毎年一回、本計画に基づく施策の実施状況として公表するとともに、赤磐市地球温暖化対策推進本部からの意見・提言を求めます。

9.3.4 見直し（Action）

9.3.3の確認及び評価内容を踏まえて5年毎に計画の中間見直しを行い、本計画の短期、中期及び長期目標年度に、進捗管理・評価の結果や、今後の社会状況の変化等に応じて、見直しを行います。

中間見直し及び見直しにあたっては、必要に応じ市民の意見を踏まえたうえで、協議会において審議を行い市長が承認します。